



大阪地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

大阪労働局一般公示第33号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第4項において準用する同法第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第6条第4項において準用する同令第3条の規定に基づき、大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、大阪府の区域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年7月14日

大阪労働局長 高橋 秀誠

記

大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切日

令和7年7月22日

(3) 推薦書の提出先

大阪労働局労働基準部賃金課（大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館）

令和 年 月 日

大 阪 労 働 局 長 殿

推薦者 (代表)

住所

氏 名

(団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名)

労働者代表

大阪府塗料製造業最低賃金専門部会の〔 〕委員の候補者として、下記

使用者代表

の者の内諾書及び履歴書を添付の上推薦します。

記

氏 名	年 齢	現 職	所属団体及びその地位	略 歴	備 考

(記入注意)

「現職」又は「所属団体及びその地位」欄には、候補者の現職又は所属団体が多数ある場合には、そのすべてを記入すること。

内 諾 書

大 阪 労 働 局 長 殿

令 和 年 月 日

氏 名

私は、貴職から大阪地方最低賃金審議会大阪府塗料製造業最低賃金専門部会
委員に任命されることを内諾します。



大阪地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

大阪労働局一般公示第 34 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、大阪府の区域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 7 月 14 日

大阪労働局長 高橋 秀誠

記

大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切日

令和 7 年 7 月 22 日

(3) 推薦書の提出先

大阪労働局労働基準部賃金課（大阪府中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館）

令和 年 月 日

大 阪 労 働 局 長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

労働者代表

大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会の〔 〕委員の候補者として、下記の者

使用者代表

の内諾書及び履歴書を添付の上推薦します。

記

氏 名	年齢	現 職	所属団体及びその地位	略 歴	備 考

（記入注意）

「現職」又は「所属団体及びその地位」欄には、候補者の現職又は所属団体が多数ある場合には、そのすべてを記入すること。

内 諾 書

大 阪 労 働 局 長 殿

令 和 年 月 日

氏 名

私は、貴職から大阪地方最低賃金審議会大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会委員
に任命されることを内諾します。



大阪地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

大阪労働局一般公示第 35 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無及びその改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、大阪府の区域内で非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 7 月 14 日

大阪労働局長 高橋 秀誠

記

大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）又は電線・ケーブル製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切日



令和7年7月22日

(3) 推薦書の提出先

大阪労働局労働基準部賃金課（大阪市中央区大手前4－1－67 大阪合同庁舎第2号館）

令和 年 月 日

大 阪 労 働 局 長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の
労働者代表

〔 〕委員の候補者として、下記の者の内諾書及び履歴書を添付の上推薦

使用者代表

します。

記

氏 名	年齢	現 職	所属団体及びその地位	略 歴	備 考

（記入注意）

「現職」又は「所属団体及びその地位」欄には、候補者の現職又は所属団体が多数ある場合には、そのすべてを記入すること。

内 諾 書

大 阪 労 働 局 長 殿

令 和 年 月 日

氏 名

私は、貴職から大阪地方最低賃金審議会大阪府非鉄金属・同合金圧延業、
電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会委員に任命されることを内諾します。



大阪地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

大阪労働局一般公示第 36 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、大阪府の区域内で暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、はん用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業又ははん用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 7 月 14 日

大阪労働局長 高橋 秀誠

記

大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、はん用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業



造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業又ははん用機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。

- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、はん用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業又ははん用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切日

令和 7 年 7 月 22 日

(3) 推薦書の提出先

大阪労働局労働基準部賃金課（大阪市中心区大手前 4－1－67 大阪合同庁舎第 2 号館）

令和 年 月 日

大 阪 労 働 局 長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・
調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業
労働者代表

最低賃金専門部会の〔 〕委員の候補者として、下記の者の内諾書及び履歴
使用者代表

書を添付の上推薦します。

記

氏 名	年齢	現 職	所属団体及びその地位	略 歴	備 考

（記入注意）

「現職」又は「所属団体及びその地位」欄には、候補者の現職又は所属団体が多数ある
場合には、そのすべてを記入すること。

内 諾 書

大 阪 労 働 局 長 殿

令 和 年 月 日

氏 名

私は、貴職から大阪地方最低賃金審議会大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会委員に任命されることを内諾します。



大阪地方最低賃金審議会の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

大阪労働局一般公示第 37 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無及びその改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、大阪府の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持ち株会社（管理する全子会社を通じての必要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 7 月 14 日

大阪労働局長 高橋 秀誠

記

大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持ち株会社（管理する全子会社を通じての必要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持ち株会社（管理する全子会社を通じての必要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当た

⑤

っては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切日

令和 7 年 7 月 22 日

(3) 推薦書の提出先

大阪労働局労働基準部賃金課（大阪府中央区大手前 4－1－67 大阪合同庁舎第 2 号館）

令和 年 月 日

大 阪 労 働 局 長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
労働者代表

専門部会の〔 〕委員の候補者として、下記の者の内諾書及び履歴書を添
使用者代表

付の上推薦します。

記

氏 名	年齢	現 職	所属団体及びその地位	略 歴	備 考

（記入注意）

「現職」又は「所属団体及びその地位」欄には、候補者の現職又は所属団体が多数ある
場合には、そのすべてを記入すること。

内 諾 書

大 阪 労 働 局 長 殿

令 和 年 月 日

氏 名

私は、貴職から大阪地方最低賃金審議会大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員に任命されることを内諾します。



大阪地方最低賃金審議会の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

大阪労働局一般公示第 38 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無及び改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、大阪府の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 7 月 14 日

大阪労働局長 高橋 秀誠

記

大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切日

令和 7 年 7 月 22 日

(3) 推薦書の提出先

大阪労働局労働基準部賃金課（大阪市中央区大手前 4－1－67 大阪合同庁舎第 2 号館）

令和 年 月 日

大 阪 労 働 局 長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

労働者代表

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の〔 〕委員の候補

使用者代表

者として、下記の者の内諾書及び履歴書を添付の上推薦します。

記

氏 名	年齢	現 職	所属団体及びその地位	略 歴	備 考

（記入注意）

「現職」又は「所属団体及びその地位」欄には、候補者の現職又は所属団体が多数ある場合には、そのすべてを記入すること。

内 諾 書

大 阪 労 働 局 長 殿

令 和 年 月 日

氏 名

私は、貴職から大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車・同附属品製造業最低
賃金専門部会委員に任命されることを内諾します。



大阪地方最低賃金審議会の専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

大阪労働局一般公示第 39 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無及びその改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、大阪府の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 7 年 7 月 14 日

大阪労働局長 高橋 秀誠

記

大阪地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、大阪府の区域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切日

令和 7 年 7 月 22 日

(3) 推薦書の提出先



大阪労働局労働基準部賃金課（大阪市中心区大手前4－1－67 大阪合同庁舎第2号館）

令和 年 月 日

大 阪 労 働 局 長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者職氏名）

労働者代表

大阪府自動車小売業最低賃金専門部会の〔 〕委員の候補者として、

使用者代表

下記の者の内諾書及び履歴書を添付の上推薦します。

記

氏 名	年齢	現 職	所属団体及びその地位	略 歴	備 考

（記入注意）

「現職」又は「所属団体及びその地位」欄には、候補者の現職又は所属団体が多数ある場合には、そのすべてを記入すること。

内 諾 書

大 阪 労 働 局 長 殿

令 和 年 月 日

氏 名

私は、貴職から大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部
会委員に任命されることを内諾します。